

## 阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(令和 年阿見町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

### (抑制区域)

第3条 条例第7条に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

### (事前協議)

第4条 条例第8条第1項に規定する事前協議の届出は、阿見町太陽光発電設備設置事業事前協議届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の範囲、工事車両進入路並びに隣接住民及び周辺住民の範囲が分かる図書
- (2) 事業区域に係る土地及び建築物の登記事項証明書の写し
- (3) 条例第10条の規定に基づく説明及び説明会に用いる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

### (説明及び周知)

第5条 条例第10条第2項に規定する規則で定める範囲は、次の各号に掲げる設置する太陽光発電設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 発電出力50キロワット未満 事業区域境界から水平距離50メートル以内
- (2) 発電出力50キロワット以上 事業区域境界から水平距離100メートル以内

2 条例第10条第3項の規定に基づく説明及び説明会の内容の報告は、同条第1項の説明にあつては阿見町太陽光発電設備設置事業区長等説明実施報告書(様式第2号)を、同条第2項の説明会にあつては阿見町太陽光発電設備設置事業周辺住民説明会実施報告書(様式第3号)を町長に提出することにより行うものとする。

### (届出及び協議)

第6条 条例第12条第1項に規定する実施協議の届出は、阿見町太陽光発電設備設置事業実施協議届出書(様式第4号)に、阿見町太陽光発電設備設置事業実施計画書(様式第5号)、阿見町太陽光発電設備設置事業区域等状況調書(様式第6号)及び別表第2に掲げる書類を町長に提出することにより行うものとする。

2 条例第12条第4項に規定する再協議に関する届出は、阿見町太陽光発電設備設置事業変更に伴う再協議届出書(様式第7号)に、前項の規定により届け出た事項のうち変更に係る書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

### (設置事業及び運営事業に係る遵守事項)

第7条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第14条に規定する規則で定める事項は、別表第4に定めるとおりとする。

(協議終了の通知)

第8条 条例第15条第1項に規定する通知は、阿見町太陽光発電設備設置事業実施協議終了通知書(様式第8号)により行うものとする。

(工事着手等の届出)

第9条 条例第16条に規定する工事着手の届出等は、阿見町太陽光発電設備設置事業工事(着手・中止・再開・完了)届出書(様式第9号)により行うものとする。

(太陽光発電設備の所有者及び運営関係者の変更の届出)

第10条 条例第17条に規定する運営者及び太陽光発電設備の所有者の変更に係る届出は、阿見町太陽光発電設備所有者等変更届出書(様式第10号)により行うものとする。

(標識の設置)

第11条 条例第11条及び第19条に規定する規則で定める基準は、高さ25センチメートル以上、かつ、幅35センチメートル以上であって、次に掲げる表示事項をいずれも満たすものとする。

(1) 施設の概要に関する事項 施設の名称、設備ID(FIT法の規定に基づく認定事業者である場合に限る。)、事業区域の所在地及び総発電出力

(2) 事業者の概要に関する事項 事業者名称、代表者名、事務所所在地、連絡先及び担当者名

(3) 保守点検責任者に関する事項 事業者名称、担当者名及び連絡先

(4) 緊急時連絡先に関する事項 連絡先及び担当者名

(運営事業廃止後の届出)

第12条 条例第22条に規定する届出は、阿見町太陽光発電設備運営事業廃止届出書(様式第11号)により行うものとする。

(立入調査等)

第13条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)によるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第14条 条例第25条第1項に規定する助言又は指導は、阿見町太陽光発電設備助言(指導)通知書(様式第13号)により行うものとする。

2 条例第25条第2項に規定する勧告は、阿見町太陽光発電設備勧告書(様式第14号)により行うものとする。

3 前2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた事業者等は、当該助言等に基づき必要な措置を講じたときは、阿見町太陽光発電設備是正報告書(様式第15号)により報告するものとする。

(公表)

第15条 条例第26条に規定する公表は、阿見町公告式条例(昭和31年阿見町条例第1号)で定

める掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 条例第26条第2項の規定による通知は、阿見町太陽光発電設備に係る意見を述べる機会の付与通知書(様式第16号)により行うものとする。
  - 3 前項の規定による通知を受けた事業者等は、当該通知に係る意見を述べようとするときは、阿見町太陽光発電設備に係る公表に関する意見書(様式第17号)により行うものとする。
- (補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年10月15日から施行する。